

福岡地裁「生活保護基準引き下げ違憲処分取消等請求訴訟」 判決に対する声明

2021年5月12日、福岡地方裁判所（以下、「福岡地裁」という。）は、生活保護基準引き下げ処分取消等請求事件において、原告側の請求を棄却する不当判決を言い渡しました。本訴訟は福岡県内の生活保護利用者ら84名（提訴時は118名）が、国や福岡県及び各自治体などに対して、生存権を保障した憲法25条などに反するものとして、生活保護費の引き下げ取り消しを求めた裁判でした。

福岡地裁は、生活保護基準の引き下げを決めた厚生労働大臣の判断は「裁量権の逸脱や乱用があるとはいえない」とし、憲法で保障される生存権の侵害は認められないと述べました。

また、国が「生活扶助」の基準額引き下げの根拠として示した2013年8月から2015年4月における物価下落率の独自指標についても、「独自指標は理論的な根拠を欠くものとはいえず、著しく不適切とはいえない」とし、「一般国民との不均衡を是正するために行われ、相応の合理的な理由がある」としました。

この判決は、本来客観的であるべき国の生活保護基準額改定作業のプロセスが専門的判断を無視したものであったことを黙認し、生活保護利用者の極めて厳しい生活実態から目を背けたものです。裁判所が、その責務である事実の探求を放棄し、名古屋地裁、札幌地裁同様に被告側の主張を全面的に認めたことは、到底容認できるものではなく強い憤りを感じます。

同種の訴訟は、全国29か所の地方裁判所に起こされており、福岡地裁での判決は4件目、不当判決としては3件目※となりました。

本協会は、この不当な判決に強く抗議するとともに、今後も各地での新生存権裁判の行方を注視し、「いのちのとりで裁判」のための支援協力を引き続き行ってまいります。さらに、全国各地で戦っている約1,000名の原告や弁護団、支援者を応援し、声を上げにくい生活保護利用者も含め、すべての人のいのちと心身の健康が守られる社会の実現に向けて今後も尽力していきます。

2021年5月24日

公益社団法人日本精神保健福祉士協会
会 長 田 村 綾 子

※ 1件目の名古屋地裁（2020年6月）では請求棄却、2件目の大阪地裁（2021年2月）では、減額処分の取り消しと独自指標の不整合を認めた「正当な判決」、3件目の札幌地裁（2021年3月）及び4件目となる福岡地裁では、生活保護基準引き下げは「合憲」との判断とともに原告側の請求が全面的に棄却される「不当判決」となった。